道路交通法に基づく自転車運転者講習の受講命令の基準に関する規程(平成27年公安委員会規程 第10号)新旧対照表

旧

○道路交通法に基づく自転車運転者講 習の受講命令の基準に関する規程

平成27年5月29日

福岡県公安委員会規程第10号

第1条 この規程は、<u>道路交通法(昭和35年</u> <u>法律第105号)第108条の3の4</u>の規定 に基づき、福岡県公安委員会が自転車の運転 者に対する自転車運転者講習(<u>同法第108</u> <u>条の2第1項第14号</u>に掲げる講習をいう。 次条において同じ。)の受講を命ずる場合に おける基準に関し、必要な事項を定めるもの とする。

第2条 福岡県公安委員会は、自転車の運転者が危険行為(道路交通法第108条の3の4に規定する危険行為をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該運転者が当該危険行為をした日から起算して過去3年以内にその他の危険行為をした者であるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自転車運転者講習の受講を命ずるものとする。

 $(1) \sim (2)$ (略)

第3条 (略)

新

○道路交通法に基づく自転車運転者講 習の受講命令の基準に関する規程

平成27年5月29日

福岡県公安委員会規程第10号

第1条 この規程は、<u>道路交通法(昭和35年</u>
<u>法律第105号)第108条の3の5</u>の規定
に基づき、福岡県公安委員会が自転車の運転
者に対する自転車運転者講習(<u>同法第108</u>
<u>条の2第1項第15号</u>に掲げる講習をいう。
次条において同じ。)の受講を命ずる場合に
おける基準に関し、必要な事項を定めるもの
とする。

第2条 福岡県公安委員会は、自転車の運転者が危険行為(道路交通法第108条の3の5)に規定する危険行為をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該運転者が当該危険行為をした日から起算して過去3年以内にその他の危険行為をした者であるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自転車運転者講習の受講を命ずるものとする。

 $(1) \sim (2)$ (略)

第3条 (略)